



水、食品、土壌、焼却灰などの放射線ストロンチウム測定
放射性ストロンチウム ($^{90}\text{Sr}/^{89}\text{Sr}$) の測定
文部科学省法（公定法）検査の提供を開始

放射性ストロンチウムは、放射性セシウムとともに、重要なモニタリング対象の放射性物質です。ストロンチウム90は、半減期が約30年と長く、カルシウムに似た化学的性質を持つため体内に取り込むと骨に蓄積されるというやっかいな性質を持ちます。放射性ストロンチウムは、 γ 線を放出しない為、セシウムのように γ 線スペクトルメーターで測定ができません。同位体研究所は、従来より固相抽出法を用いた迅速検査を提供してまいりました。一方、文部科学省法（公定法）に基づく公定法検査の必要性も高い事から、2014年3月17日より文部科学省法（公定法）に基づく放射性ストロンチウム測定の受託を開始致します。文部科学省法による放射性ストロンチウム測定は、検体を酸処理の上、炭酸塩沈殿、シュウ酸沈殿、イオン交換処理、スカベンジング処理（イットリウム90の除去）、放射性ストロンチウムとイットリウム90の放射平衡到達後、ミルクキング処理（イットリウムの抽出後）、そして β 線測定という20工程以上の抽出・精製工程を経るといふものです。同位体研究所は、固相抽出法による迅速測定に加えて、文部科学省法による放射性ストロンチウムの測定準備を進めて参りました。今般、公定法による放射性ストロンチウムの測定受託開始により、迅速法に加えて精密測定法に対応しました。例えば迅速法により測定を実施し、もしSr-90検出時には、精密測定により確定検査を実施するなど、検査の必要性に応じた検査対応が可能となります。

検査対象：土壌、食品、農畜水産物、水、焼却灰など。

検査区分：放射性ストロンチウム検査

測定装置：低バックグラウンド β 線測定装置

CANBERRA Series 5 XLB

測定方法：文部科学省法

定量限界：0.1 Bq～

土壌、農産物などSr抽出に用いる試料量により定量下限は変動します。

水や、飼料、米などの穀物、食肉・魚、土壌など広範囲の試料を対象に放射性ストロンチウム測定を提供。

（公定法検査は、費用・時間を要します。迅速法にて測定を行い、検出時に精密分析（公定法）を実施するなどの対応があります。詳細はご相談ください）

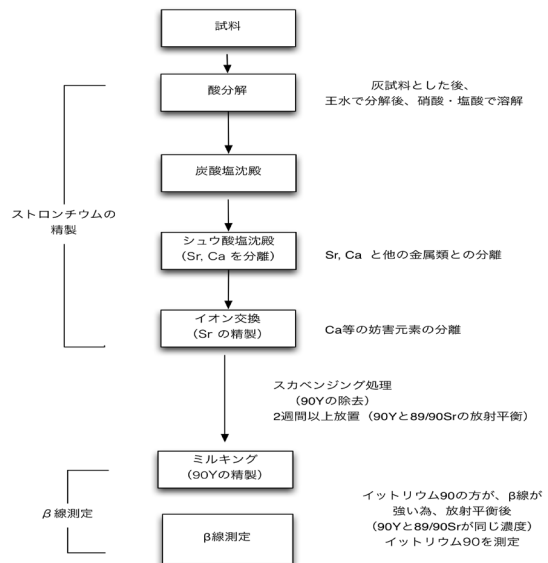
株式会社同位体研究所 分析業務部

TEL 045-718-5457 FAX: 045-502-4555

Email: test@isotope.ac

公定法による測定

文部科学省法（公定法）による放射性ストロンチウムの測定



迅速法に加え公定法（精密測定）開始 ニーズに応じた測定法を提供

検査料金	一般	行政機関	検査所要日数
水	120,000	108,000	3～4週間
食品	140,000	126,000	3～5週間
土壌・焼却灰	160,000	144,000	4～5週間

別途消費税が必要です。

多検体の場合は、別途割引がありますので、ご相談ください。